

令和8年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	次第の項目	質問	回答
1	2 計画相談支援	計画相談の請求について。更新月の請求は計画案の日付で請求というお話でした。本計画の日付で請求してしまったものは過誤請求し、再請求するということでしょうか。	例えば、4月に計画案を作成し、5月に計画を確定させた場合、本来は4月サービス提供分として請求すべきところ、5月サービス提供分として請求していることがあります。この場合は、原則として、5月サービス提供分として請求した分を過誤申立を行い、4月サービス提供分として再請求してください。
2	2 計画相談支援	計画書について 計画案をそのまま引き継いだ場合も計画書に署名が必要でしょうか？その場合、計画案の上部にある本案を確定させた計画案とするにチェックを入れた後、新しい計画書を作成日を変えて作成し署名をいただくということでしょうか？	計画案の内容を変更することなく、そのまま本計画とする場合であっても、確定させた計画について、利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。 また、確定した計画については、利用者及びサービス提供事業所に交付しなければなりません。 一方で、サービス等利用計画案から変更がない場合には、その旨を区役所に電話等により報告することで、区役所へ提出を省略することが可能です。その際は、区役所に連絡した日にちを記録に残してください。 なお、計画案上部の「本案を確定させた計画とする」のチェック欄は、区役所の記載欄になります。 (業務ガイドラインP37、P57参照)
3	2 計画相談支援	精神障害者支援体制加算について 1の加算を取る場合の対象者あり、とはどう判断すればよいか。対象者の要件を教えてください。 また、障害児相談支援において、事業所内に18歳以上の対象者がいるが、障害児相談の対象者にはいない場合は、障害者相談は1を算定できるが、障害児相談は2の対象者なしということになりますでしょうか。	【計画相談】 当該事項の確認に当たっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等により確認することが考えられます。 (業務ガイドラインP128参照) 【障害児相談】 研修を修了した相談支援専門員が指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所を兼務している場合は、計画相談支援において精神障害者支援体制加算（Ⅰ）の対象となる利用者への支援実績があれば、障害児相談支援の利用者に精神障害児等がない場合であっても、障害児相談支援においても区分Ⅰの算定が可能です。

令和8年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	次第の項目	質問	回答
4	2 計画相談支援	相談員が病気等で一定の期間休みで、代理の職員も配置できない場合、事業は休止としたほうがいいのでしょうか。	相談支援専門員は、当該事業所の開所時間には必ず1名以上の配置が必要なので、配置できない場合は、休止の手続きをしてください。
5	2 計画相談支援	主任相談員が要件となる役割を担っているかはどのように確認しますか？	「主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて（通知）」をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.files/20240409_syuninkasan.pdf
6	2 計画相談支援	代理受領証に記載するサービス内容は、利用支援、モニタリング加算など、具体的に記載する必要がありますか。また、記録や報告書の作成に録音やAIの利用は想定されていますか。	代理受領通知への記載内容について、様式は定めませんが、①利用者氏名、②指定特定相談支援事業者名、③サービス提供年月、④サービス内容、⑤受領日、⑥代理受領金額については最低限記載が必要です。 （業務ガイドラインP40参照） 録音やAIの利用については、個人情報保護と記録の正確性確保を前提として活用することが考えられます。
7	2 計画相談支援	計画書や報告書の署名について、電子署名は可とのことでしたが、安全な実施方法を教えていただけたらと思います。（共有できるフォームがあれば知りたい）（ご相談・お願い）区へ原本提出としておりますが、電子媒体で横浜市がシステム導入いただき、セキュリティ構築の上でペーパーレスで書類やり取りができると、経費削減・負担軽減図れると思われます。ご検討お願い致します。	計画書や報告書への電子署名については、署名後の改ざん防止が確保できる方法であれば差し支えありません。具体的な方法としては、タブレット等を用いて利用者に直接署名していただく方法が考えられます。電子署名の取得方法について、自治体として特定のサービスやフォームを指定しているものではありませんので、上記の方法をご検討ください。また、利用者等が電子署名による対応を希望しない場合に備え、従来どおりの紙による署名も選択できるようにしておくことが望ましいと考えます。 提出方法のシステム導入については、ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

令和8年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	次第の項目	質問	回答
8	2 計画相談支援	支援体制加算（１）の算定要件について確認させてください。（スライド128）障発第1031001号において、「『現に指定計画相談支援を行っている』とは、前6月に、（対象者）に対して指定計画相談支援を行っていることとする。」とされています。この文言について、「前6か月間継続して」「前6か月の各月に」「6か月以上継続して」等の記載はなく、前6か月の範囲内に対象者への「指定計画相談支援」の実績が存在することを示したものと解釈できるように思われます。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）問73では、「研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていること」は、「原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する」とあります。すると、先の文言は、「前6か月の範囲内に、対象者についてサービス利用支援または継続サービス利用支援の実績があること」を意味するとの解釈になると考えています。一方で、本日の集団指導では、支援体制加算（１）の算定には、前6か月間の継続した対象者への支援実績が必要であるとの説明があったものと認識しております。そこで、以下の点についてご教示ください。①「前6月に」とは、届出日以前の6か月間の範囲内において、対象者に対する指定計画相談支援（サービス利用支援または継続サービス利用支援）の実績が1件以上存在することを意味しますか？②それとも、前6か月間継続して対象者への指定計画相談支援（サービス利用支援または継続サービス利用支援）の実績を有していることを意味しますか？③②の場合、障発第1031001号の「前6月に」との文言を、「前6か月の範囲内における実績の有無」ではなく、「前6か月間の継続した支援実績」と解釈する根拠についてご教示ください。④②の場合、当該前6か月間に行われる「基本相談」は、ここでの「指定計画相談支援」には含まれないと理解していますが、6か月間に継続的に指定計画相談支援を行っていることをどのように判断するかを具体的にご教示ください。⑤①の場合、集団指導で例示の8月1日研修修了、8月15日までに体制届提出のケースでは、8月に対象者への「指定計画相談支援」の実績がある場合、9月から支援体制加算（１）を算定できるということでしょうか？	①～④体制加算というのは、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算です。実績件数や算定回数を評価するものではなく、研修を修了した相談支援専門員が対象者に対してサービス等利用計画作成支援またはモニタリングを実施している体制を評価するものです。 ご指摘のとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問73では「研修修了者が現に計画相談支援を行っていること」とは、原則として研修修了者がサービス利用支援又は継続サービス利用支援（モニタリング）を行っていることを要するとされています。このため、研修修了者が対象となる利用者に対し計画相談支援を実施している状況を確認するための要件であり、必ずしも前6か月の各月に継続してサービス利用支援又は継続サービス利用支援の実績が存在することを求めるものではありません。したがって「前6月に」とは、届出日前6か月以内に対象者に対する指定計画相談支援（サービス利用支援又は継続サービス利用支援）の実績があることにより、当該研修修了者が現に対象者の支援を担当していることを確認する趣旨と解しています。 ⑤体制加算の算定に当たっては、研修修了者が対象者に対して直近6月以内に指定計画相談支援を行っている必要があります。また、体制が整備された時点で届出が可能となります。したがって、集団指導の例示では体制が整備された時期は1月であるため、1月15日までに体制届を提出した場合は、2月のサービス提供分から算定可能です。

令和8年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	次第の項目	質問	回答
9	2 計画相談支援	資料P128～129 (Ⅰ)を算定する場合の理解について ・R6より以前から精神障害・行動障害の方々にも指定特定相談事業所として契約、現在も相談支援のサービスを行っている ・それぞれの体制加算ができる資格要件を満たし、体制届によって変更を希望する前月15日までに申請を行った ・翌月からサービス等利用計画・継続支援の場合に(Ⅰ)を算定、翌々月に請求をはじめた 1. R6以前のは過誤の対象外という理解でいいか？ 2. この場合は、過誤請求にあたるのか？ 3. ②で、過誤になる場合、「体制届を提出した翌々月請求分から、体制届を提出後6ヶ月めの請求分まで」を行うのか？	1. 令和6年度の報酬改定で、体制加算に(Ⅰ)と(Ⅱ)ができたので、対象外です。 2. 体制が整備された時点で届出が可能となりますので、体制が整備される前に提出した場合は過誤の対象です。 3. 過誤の対象は、研修修了者が対象者に対して直近6月以内において計画相談支援を実施している間に(Ⅰ)を算定していた期間です。
10	3 障害児相談支援	横浜市の相談支援専門員と直接支援での兼務について「配置含め」という文言がありました。放デイで兼務する場合、どのような配置であっても兼務は不可でしょうか？専門的支援の配置として現在入っており、計画書、実地は別職員が行っていますが、この場合も不可でしょうか？	本市においては、相談支援事業者が不足している状況を受け、相談支援専門員が担当する利用者が利用するサービス提供事業所の職員との兼務を一部認めています。ただし、当該利用者の直接支援に携わる場合には兼務不可となります。管理者等で直接支援に携わらない場合においてのみ特例的に可能としています。 直接支援に携わらない場合とは、直接支援の実態のみで判断するのではなく、職員の配置上においても直接支援を担当する職員として計上されていないことをいいます。 お問い合わせのケースについても、放課後等デイサービスの専門的支援の配置職員として人員配置に位置付けられている場合は、計画書作成や実地を他職員が担当していても兼務不可となります。